

第二百二十三号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第五条第一項中「第七条」の下に「又は第八条の二」を加える。

第六条第一項中「（以下）」を「（第六条の五第一項及び第四項、付則第六条の五第二項並びに付則第三十七条において）に改める。

第六条の二第一項中「退職した者」の下に「（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」を加える。

第六条の四の次に次の一条を加える。

（特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定）

第六条の四の二 第六条の二（前条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第六条の二の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第一項中「退職した者（警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となつた後に退職した者を除く。）」とあるのは「特定任命（警察法（昭和二十九年法律第

百六十二号)第五十六条の四第一項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の変更改定(給料月額の改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他東京都規則で定める事由」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第五条の二第一項の俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)」のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条第一項の表第六条の二第一項第一号の項、第六条の二第二項第二号の項、第六条の二第二項第一号の項及び第六条の二第二項第二号の項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。第六条の五第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第六条の二の規定の適用を受ける者のうち、同条第一項の東京都規則で定める期間中に学校職員の給与に関する条例第二十八条第一項に規定する校長、副校長及び教頭の職から前項の教職調整額の適用のある者の職への降任(地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による降任を除く。以下この項において同じ。)をしたものの前項(次項の規定の適用を受ける場合を含む。)の規定の適用については、前項中「教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合」とあるのは、「学校職員の給与に関する条例第二条第一項に規定する校長、副校長及び教頭の職から教職調整額の適用のある者の職への降任をした日以後、当該教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合」と読み替えるものとする。

第七条第一項中「(以下「調整額点数」という。)」を削る。
第八条の次に次の一条を加える。

(管理監督職務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例)

第八条の二 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者又は特定任命により職員となつた後に退職した者の前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七条第一項	次条に	第八条の二の規定により読み替えられた第八条第一項に
	同じ。）	同じ。）のそれぞれの期間ごとに、当該期間
第八条第一項	その者の調整額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
として、		として二十年前までの期間又は地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた日若しくは特定任命により職員となつた日の前日の属する月の末日を起算日として

第十三条第四項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とするを「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他東京都規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして東京都規則で定める職員が東京都規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から第一項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第一項及びこの項の規定による期間に算入しないに改め、同条第八項第五号中「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める。

第十四条の四第三項中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第十八条第一項第一号及び同条第五項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十九条の見出し及び同条第一項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十条第一項中「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第二号及び第三号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條第一項中「。以下この条」を「。以下この項から第六項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項及び第三項中「にあつては」を「には」に改め、同条第四項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第五項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第六條の五第二項中「第六條の四第一項の」及び「同項の」を削る。

付則第二十九條中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

付則に次の八條を加える。

第三十二條 職員の給与に関する条例附則第十項及び学校職員の給与に関する条例付則第九項の規定による職員の給料月額の改定（次条において「給料月額七割措置」という。）は、第六條の二第一項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

第三十三條 当分の間、給料月額七割措置の適用を受ける者のうち、第六條の二第一項の東京都規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同條の規定にかかわらず、次項又は第三項に定める額とする。ただし、東京都規則で定める場合については、この限りでない。

2 第六條の二第一項の東京都規則で定める期間中に、同項の理由（給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合及び当該減額をされた日（以下この項において「七割措置減額日」という。）における同項の理由を除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該特別特定減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定さ

れた場合にあつては、同項の東京都規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（当該給料月額がこの項に規定する七割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が七割措置減額日より後のものに限る。）（以下この条において「特別特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額七割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該七割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の東京都規則で定める額とする。ただし、その額が七割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この条において「七割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が二以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）又は七割措置前給料月額のいずれが多い額（以下この条及び付則第三十五条において「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び上位減額前給料月額を基礎として、第六条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 その者が特別特定減額前給料月額又は七割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下この条及び付則第三十五条において「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び下位減額前給料月額を基礎として、第六条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

- ロ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合
 - 三 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が第六条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合
- 3 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。
- 一 四十三以上 上位減額前給料月額に四十三を乗じて得た額
 - 二 四十三未満 次のイ又はロに掲げる前項第三号ロに掲げる割合の区分に応じ当該イ又はロに定める額
 - イ 四十三以上 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び下位減額前給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
 - ロ 四十三未満 上位減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第三号ロに掲げる割合から前項第二号ロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から前項第三号ロに掲げる割合を乗じて得た額の合計額
- 第三十四条 当分の間、第六条の三及び第六条の四第二項の規定の適用については、これらの規定中「定年」とあるのは、「定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第 号）による改正前の職員の定年等に関する条例（以下この条及び付則第三十七条において「令和四年旧職員定年条例」という。）第三条各号に掲げる者以外の者にあつては六十歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条第一号及び第二号に掲げる者にあつては六十五歳とし、令和四年旧職員定年条例第三条第三号に掲げる者にあつては六十三歳とする。）とする。」とする。
- 第三十五条 当分の間、第六条の四第一項に規定する者に対する付則第三十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

付則第三十三條 第二項第一号	及び上位減額前給料 月額	並びに上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて 得た額の合計額
付則第三十三條 第二項第二号	第六條第一項 及び下位減額前給料 月額	付則第三十五條の規定により読み替えて適用する第六條第一項 並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて 得た額の合計額
付則第三十三條 第二項第二号イ	第六條第一項 及び下位減額前給料 月額	並びに下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて 得た額の合計額
付則第三十三條 第二項第二号ロ	第六條第一項 上位減額前給料月額	付則第三十五條の規定により読み替えて適用する第六條第一項 上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額 の合計額
付則第三十三條 第二項第三号	給料月額に、	給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、
付則第三十三條 第二項第三号イ	第六條第一項	付則第三十五條の規定により読み替えて適用する第六條第一項
付則第三十三條 第二項第三号ロ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額 の合計額

付則第三十三條 第三項	前項の	付則第三十五條の規定により読み替えて適用する前項の
付則第三十三條 第三項第一号	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第三項第二号イ	上位減額前給料月額 下位減額前給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
付則第三十三條 第三項第二号ロ	上位減額前給料月額 下位減額前給料月額 及び退職の日におけるその者の給料月額	上位減額前給料月額及び当該上位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 下位減額前給料月額及び当該下位減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 並びに退職の日におけるその者の給料月額及び当該給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第三十六條 当分の間、職員の給与に関する条例附則第十三項、第十五項、第十七項若しくは第十八項又は学校職員の給与に関する条例付則第十二項、第十四項若しくは第十五項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

第三十七条 当分の間、調整額の支給を受けた者が、六十歳（令和四年旧職員定年条例第三条第三号に掲げる者にあつては六十三歳とする。）に達した日後における最初の四月一日（以下この条及び次条において「特定日」という。）以後退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第六条の五第一項の規定にかかわらず、第六条から第六条の四までの規定（付則第三十三条及び付則第三十五条の規定の適用を受ける場合は、当該規定）により計算して得た額に、次に掲げる額の合計額（特定日以後の期間において調整額の支給を受けていない場合は第一号に掲げる額とし、特定日の前日までの期間において調整額の支給を受けていない場合は第二号に掲げる額とする。）を加えた額とする。

一 特定日の前日におけるその者の調整額の額に相当する東京都規則で定める額（特定日の前日に調整額の支給を受けていない者については、特定日の前日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額）と、その者が特定日の前日までの期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれが多い額のものに、特定日の前日までの期間において調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額

二 退職の日におけるその者の調整額の額（退職の日に調整額の支給を受けていない者については、特定日以後の期間において退職の日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額）と、その者が特定日以後の期間において最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれが多い額のものに、調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額

第三十八条 当分の間、特定日以後退職した場合に、退職時に義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第六条の五第二項の規定にかかわらず、第六条から第六条の四までの規定（付則第三十三条及び付則第三十五条の規定の適用を受ける場合は、当該規定）及び第六条の五第一項の規定（前条の規定の適用を受ける場合は、同条の規定）により計算して得た額に、次に掲げる額の合計額（特定日の前日までの期間において教職調整額の支給を受けていない場合は、第二号に掲げる額とする。）を加えた額とする。

- 一 特定日の前日に受けていた教職調整額の額に相当する東京都規則で定める額に特定日の前日までの期間において教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額
 - 二 退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合から前号に掲げる支給割合を控除した支給割合を乗じて得た額
- 2 前項の規定は、第六条の五第三項の規定の適用を受ける者について準用する。
- 第三十九条 当分の間、付則第三十三条第一項に規定する者に対する第六条の五第三項の規定の適用については、同項中「第六条の二」とあるのは、「付則第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

- 第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 付則第二十九条の改正規定 公布の日
 - 二 第十三条の改正規定（同条第四項に係る部分に限る。） 令和四年七月一日
 - 三 第十三条の改正規定（同条第八項に係る部分に限る。） 令和四年十月一日
- 第二条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の規定の適用については、同条第一号中「者」とあるのは「者及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された者」とする。
- 第三条 新条例第十三条第七項（第二号に係る部分に限り、新条例付則第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（新条例第二条に規定する職員のうち退職したものをいう。）であつて新条例第十三条第一項第

二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が令和四年四月一日以後であるものについて適用する。

第四条 新条例第十三条第四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の東京都規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第五条 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に退職した者の新条例第十四条の四第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四歳

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行等を踏まえ、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、所要の改正を行う必要がある。